

学校いじめ防止基本方針

川越市立東中学校

令和3年10月

目 次

I 基本方針

- 1 いじめ防止に対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの未然防止
- 4 いじめの早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 いじめ解消に関する指針
- 7 重大事態への対処
- 8 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画（別紙）

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすえる。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの未然防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。【いじめの未然防止】
- (2) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。【いじめの早期発見】
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して安全な学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。【いじめの未然防止】
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。【いじめに対する措置】
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめを受けている生徒を絶対に守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。【いじめに対する措置】

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「学校いじめ対策委員会」をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている生徒の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

3 いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 「胸をはり、瞳輝く東中生」の育成を目指し、教職員が一丸となり、いじめの未然防止、早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。
- (2) 「厳しく教え、優しく育て、導き支えていく」という教師の姿勢を大切にし、深い信頼関係に基づく指導・援助に努める。
- (3) 「安心・安全な学校」を目指し、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 小学校との連携を充実させ、いじめの防止に向けた取組を組織的かつ系統的に推進する。(9年間を見通した指導体制の充実)
- (5) 各学級で保護者のネットワークづくりを進め、いじめなどの問題行動等の情報交換や話し合いの場を設ける。
- (6) 生徒会の「いじめ撲滅宣言」により、生徒自らがいじめのない学校を築こうとする自主的な活動を推進する。
- (7) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- (8) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (9) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (10) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にした分かる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進

める。

- (11) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (12) 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 各学期1回のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 学級担任と生徒が交わす生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに報告し、情報を共有する。
 - ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に

沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。

- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている生徒及びいじめをしている生徒の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に（全容が分からなくても分かった範囲で）保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめ解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要とする。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた生徒と本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
 - その他校長や教育委員会が認めるもの
- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに注意する。

(2) 重大事態が発生した場合、教育委員会へ発生を報告する。（「事故速報」にて報告）

- ・生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。

- ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ問題対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ・いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意

見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。

- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
 - ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- (6) 学校が調査を行う際、教育委員会からの情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。
- (7) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立する。
- ・「学校いじめ対策委員会」については、次のとおりとする。
 - ① 「生徒指導部会（毎週1回）」及び「教育相談部会（隔週）」において、日々のいじめ問題について対応する。
 - ② 保護者や地域住民の意見も参考にするために、年3回「いじめ対策委員会」を開催する。構成員は、学校評議員、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任とする。
 - ③ 重大事案の調査や生徒のケアが必要な際には、②の「いじめ対策委員会」の構成員にスクールカウンセラー、さわやか相談員、関係教職員等を加える。
- ・「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。
- ・サポートチーム連絡会議を年3回開催し、保護者や地域関係者に理解と協力を求める。

(2) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と自己評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・自己評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、必要に応じてメールを配信し、迅速な情報発信と

II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・埼玉県警察生活安全部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者、生徒への情報モラルについての啓発

(2) 川越市立教育センター分室(リベラー)との連携

(3) 川越市子ども家庭課との連携

(4) 児童相談所との連携

(5) サポートチームとの連携

(6) 家庭裁判所との連携

(7) 民生委員・児童委員との連携